

年 組 名前:

問1

弾丸登山者とは、
どのような登山者ですか。

.....
.....
.....

問2

登山規制案では、どこに
ゲートを設け、どのような
規制をかけますか。

【どこにゲート】

.....
.....

【どのような規制】

・16時から翌日2時は

.....
.....

・上記時間帯以外でも

.....
.....

問3

安全確保対策では、何を増設する予定ですか。

.....
.....

問4

登山道の安全誘導員に与えられる権限を教えてください。

.....
.....

富士登山における規制案

弾丸登山通過不可に 富士山5合目にゲート 県規制案

山梨県は20日、宿泊せずに5合目にゲートを設け、午後4時〜翌日午前2時は山小屋を閉鎖し、弾丸登山者を防ぐための登山規制案を明らかにした。吉田口登山道の内容。弾丸登山者の通過を禁止する。通過者から任意の保安協力金(入山料)とは別に通行料を徴収し、規制の経費に充てる考えも示した。条例化して来夏の導入を目指す。

県はこれまで登山道について「自由に通行できるもの」と解釈し、道路法下での規制は困難としてきた。しかし、5合目の登山口から泉ヶ滝までの約600区間を県道から除外し、下山道と同じ県有地に移行することで規制を可能にする検討している。

規制案では、5合目登山口付近にゲートを設け、スタッフが山小屋への宿泊予約の有無を確認する仕組みにしている。詳細は今後詰める。午後4時〜午前2時の時間帯以外でも、1日の登山者数が4千人を超えた場合は規制し、宿泊予約者しか登れないようにする。

ゲートの通過者に対しては、時間帯に関係なく県有地の使用料として通行料の支払いを義務付ける方針。金額や徴収方法は未定で、規制の維持費用などに充てることを想定している。

このほか安全確保対策として、下山道を対象に現在1カ所にしかない噴石や落石を防ぐシェルターを増設する方針も固めた。新設数や位置、設置時期は未定という。このほか、県が登山道に配置している安全誘導員に対し、危険な行動を取る登山者に一定の強制力を持つて注意できるよう指導権限を与える。

県の案について、富士吉田市の堀内茂市長は取材に「5合目で入山者数をコントロールすることは評価できる」と話した。県は今後、同市を含む地元関係者に詳細を説明する。〈宇賣神将樹、仲沢篤志〉

(2023年12月21日付 山梨日日新聞1面)